

(1) 大牟田市子ども・子育て会議の役割

- ①子ども・子育て支援事業計画を作る際や内容を変更する際、子ども・子育て会議で様々な立場から意見を出し合い、計画に反映させます。
- ②子ども・子育て支援事業計画の進ちょく状況について点検、評価を行います。
- ③市が認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を定める際、子ども・子育て会議で様々な立場から意見を出します。
- ④その他、市の子ども・子育て支援に関する施策（子ども・子育て支援に関する目標を達成するための方策）を進めていくうえで、必要なことを審議します。

(2) 大牟田市子ども・子育て会議の構成

学識経験者、福祉団体・保健医療団体・教育団体の関係者、小学校の校長、公募による市民、計13人で構成。別添の委員名簿をご参照ください。

(3) 大牟田市子ども・子育て委員会（大牟田市役所の庁内組織）

子ども・子育て会議に対応した関係課長級職員で構成する庁内組織。子ども・子育て会議に提案する資料の事前の検討などを行います。

(4) 大牟田市子ども・子育て会議の根拠法令等

- ①子ども・子育て会議の設置及び役割は、子ども・子育て支援法第77条で規定されています。
- ②子ども・子育て会議の組織及び運営は、大牟田市子ども・子育て会議条例で規定されています。

第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 子ども・子育て支援事業計画とは？

子ども・子育て支援事業計画は下記の3つの内容で構成する計画です。

- ①子ども・子育て支援に関する施策を進めていくための、様々な取組みを定めた計画。
- ②教育・保育事業（認定こども園・幼稚園・保育所など）の必要量の見込みと、それを充足させるための量を確保するための方策を定めた計画。
- ③地域子ども・子育て支援事業（学童保育事業や妊婦健康診査など）の必要量の見込みと、それを充足させるための量を確保するための方策を定めた計画。

(2) 第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画の計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の根拠法令

子ども・子育て支援法第61条で、「市町村は、国の基本指針に即して、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする。」と規定されています。